

令和 7 年度岩手県認知症介護実践者等養成
研修事業委託

企画提案書作成要領

令和 7 年 2 月

岩 手 県

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度岩手県認知症介護実践者等養成研修事業委託」（以下「委託」という。）に関し、企画提案に参加しようとする者（以下「企画提案参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

企画提案参加者は、資料1「企画提案実施要領」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

- (1) 企画提案参加者は、資料2「委託仕様書」の趣旨を踏まえ、【様式2】「令和7年度岩手県認知症介護実践者等養成研修 企画提案書」を作成し、提案することとする。

※ 下記の資料を参考に記載すること。

- ・ 【参考1】令和7年度岩手県認知症介護実践者等養成研修実施計画
- ・ 【参考2】令和6年度岩手県認知症介護実践者等養成研修実施状況
- ・ 標準カリキュラム（「認知症介護実践者等養成研修事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）別紙1(1)～(5)）

- (2) 添付資料として、以下の資料を提出すること。

- ・ 参加資格確認申請時に提出した【様式1-3】「組織等に関する調書」
- ・ 参加資格確認申請時に提出した【様式1-4】「事業に関わるスタッフ一覧」
- ・ 補足資料（任意）
企画内容に係る詳細資料や予定講師のプロフィールなど（任意様式）

2 企画提案書の提出部数

正本 1部

副本 4部

3 その他留意事項

- (1) 提案は、全て提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) 提案に当たっては、原則として、「1 企画提案書」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が明記されていれば任意の様式によることも認める。
- (4) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各頁の下部中央に印字すること。